

《報告》

WHO FCTC (タバコ規制枠組条約) 第7回締約国会議に参加して

作田 学

一般社団法人 日本禁煙学会 理事長

第7回目のWHO FCTC COP7 (WHOタバコ規制枠組条約 第7回締約国会議) は2016年11月7日から12日までインドのデリーで行われました。参加人数は総数約1,000名。その直前5、6日にはFCA (FCTC同盟=日本禁煙学会も加盟) の会議が行われました。今回のFCAの参加人数は約200名、その約4分の1は各国の代議員を兼ねています。まだ全員は揃っていませんが、会議の合間に撮った集合写真が図1です。日本禁煙学会からは作田と総務委員長の宮崎理事がFCAの代議員として出席いたしました。

ご覧になりますように、当地はスモッグがひどく、この時はPM_{2.5}がなんと500 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ とのことでした。

太陽はオレンジ色に見え、夜、部屋に戻っても口・鼻がジャリジャリするようで、妙な咳が日本に帰国するまで止まりませんでした。

COP7の目的は5条3項(公衆衛生の政策をタバコ産業から守る)、17条・18条(経済的に実行可能な代替の活動に対する支援、環境および人の健康の保護)、19条(タバコ会社の責任)、9条・10条(タバコ製品の含有物および情報の開示についての規制)、E-Cigarettesの規制についてなどを話し合い、コンセンサス方式で追加事項を決定していくことでした。(図2~4)

とくに重要なことには次の3点がありました。



図1



図2



図3

1. COP6において議決された、各国の30%の喫煙率低下の目標と状況報告。
2. 各国の条約実行状況を知るIRM (Implementation Review Mechanism) の整備。
3. 各国の条約実行のための持続可能な資金調達。の3点です。

IRMに関しては、少し形は変わりましたが、FCTCのための戦略的枠組を書くワーキンググループが設立されました。これはIRMなどFCTCの色々な事柄を含むことになるでしょう。

30%の喫煙率低下については、最後の日まで論議が行われましたが、結局COP7からCOP8までは各国がそれぞれのターゲットを決めること、またFCTC事務局が各国の目標を集計することが決定されました。

次に重要な3つの問題の論議が行われました。

1. 密輸に関する議定書 (ITP : Illicit Trade Protocol)
2. E-Cigarettes (ENDS/ENND : electronic nicotine/non-nicotine delivery system)
3. 5条3項/タバコ産業/透明性の3点です。

ITPに関しては、ITPの専門パネルは引き続き、より広い観点から検討することと、MOP1 (第1回関係国会議) のあり方について決定されました。

ENDS (E-Cigarettes) については、harm reductionという詭弁などでタバコ産業の息がかかった国や、息がかかった代議員が会議を妨害しました。

結局、電子タバコ (E-Cigarettes) は「各国がその国の法律にしたがい、製造、輸入、配送、保持、売買及び使用することを禁止または制限する」という宣言がはっきりと入りました。

There is no tobacco with less harm, there is only a dangerous tobacco. (害の少ないタバコはない。ただ危険なタバコがあるだけである) というのが、私の感想です。

日本では特にIQOSなどの加熱タバコがこれから大きな問題になるでしょう。まずはその実際の構造/機構などを調べていかねばならないと思いました。IQOSは現在、主に日本でその70%が販売されており、その他、イタリア、トルコ、ルーマニア、ロシアのFCAから販売が報告されています。いまわかっていることはニコチンの沸点が247度であるのに対し、正確に240度までに発熱がコントロールされていることです。どのようにして、ニコチンが出てくるのでしょうか？ この問題はCOP8までには決着を付



図4

けたいものです。私はとくに新型タバコ委員会の活躍に期待しております。

FCTC9条、10条については、これまでのガイドラインに加えて、魅力を増す要素とくにスリムなタバコなどのデザインを規制することが付け加えられました。依存性に関しては、COP8までに報告することが決定されました。

また、FCTC19条 (タバコ産業の責任) も通りました。日本政府が守るかどうかはわかりませんが、各国がタバコ産業を訴えていこうとするものです。いずれタバコ産業は逆の訴訟で大忙しになるでしょう。

私ができるかどうか危ぶんでいたItem 6.7 Trade and investment issues, including agreements, and legal challenges in relation to the implementation of the WHO FCTC. (事項6.7 WHO FCTCを履行する上での貿易と投資、協定と法的な異議) も無事に通りました。

これは、ISDS条項 (Inter State Dispute Settlement) といって、public welfareに関係することはTPP協定から外すというものです。

これが通ったことは世界中で裁判を起こしているタバコ産業の一つの拠り所が無くなって困ることは間違いありません。来年にWTOのsettlementが出ますが、これを後押しするものになるでしょう。

FCTCではこれまでに5.3条、6条、8条、9条、10条、11条、12条、13条、14条、17条、18条のガイドラインと、密輸に関するプロトコルが成立しています。枠組条約は、最初に大枠を決め、ついで細目はコンセンサス方式で、議定書、附属書、ガイドラインによって定めていくものです。

したがって、日本政府はすべてのガイドラインに賛成しているわけで、ガイドラインには拘束力はないという弁明は認められません。

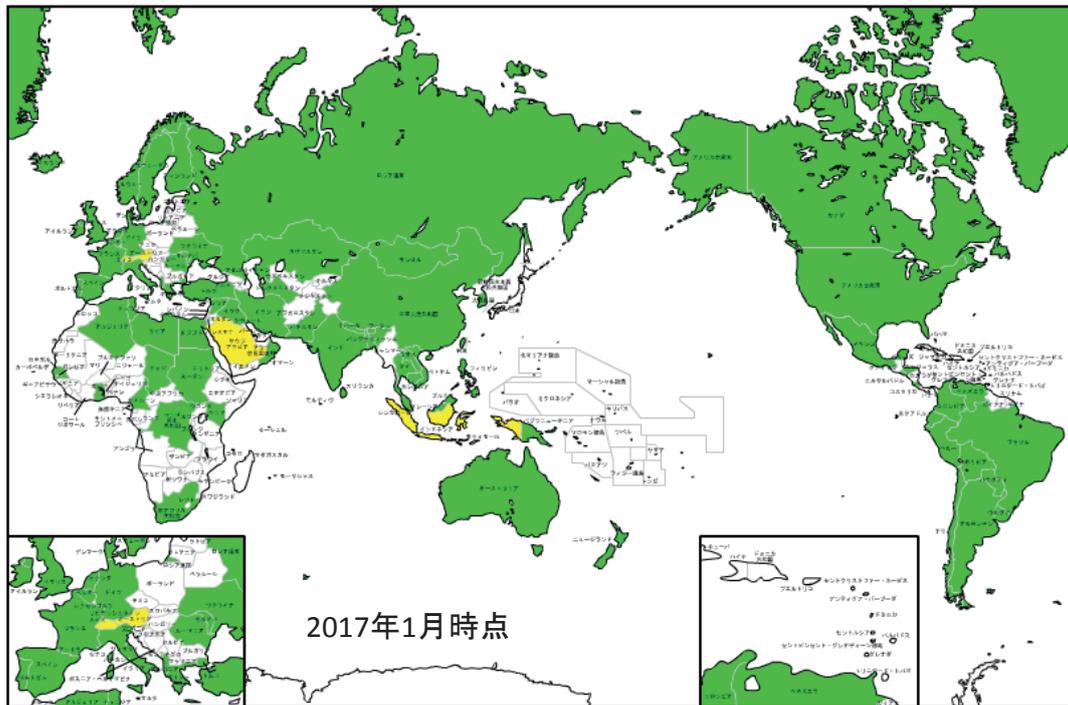


図5

緑は受動喫煙防止法ができている国。黄色は条例ができているが、50%の国民は守られていない。分煙は除く。レストランなどの喫煙室も含む。

これからの日本は遅れていた受動喫煙防止法が曲がりなりに通ることでしょう。

それに続けて、タバコの値上げを行わなくてはなりません。これはオリンピックの歳費不足から、行われるのではないかと思います。また、パッケージの健康警告を何としても画像にすることが必要です。それに伴って、タバコを陳列するという売り方をやめ、要求があれば(できればオーストラリアのように「健康のためにやめた方が良い」と言いながら)外から見えない棚の扉を開けて渋々出すようになっていくと思われます。これらはすでに各国が行っていることですが、オリンピックが押し通してくれると考えるな

らば、私たちはオリンピックに深く感謝しなければならないでしょう(図5)。

終わってみれば、素晴らしいCOPの一つになったと思います。

Bettcherさんと話し合いましたが、東京都知事がGood governorで、promisingという、嬉しそうにされていました。

Secretariatのベラさんは、初めは疲れを見せていましたが、最後には堂々の復活ぶりでした。

次のCOP8は2018年10月1日か、11月26日の週にスイスのジュネーブで行われます。